

平成 30 年 5 月 31 日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

介護保険事業者・指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、平成 30 年 5 月 31 日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 Altruistic
- (2) 代表者 代表取締役 仙石 隼人
- (3) 所在地 大阪市阿倍野区橋本町 3 番 30 号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 訪問介護 愛とよかわ  
所在地 茨木市豊川二丁目 23 番 10 号  
指定年月日 平成 29 年 6 月 1 日  
サービスの種類 ①介護保険事業者としてのサービス  
訪問介護、総合事業（訪問介護相当サービス）  
②指定障害福祉サービス事業者としてのサービス  
居宅介護、重度訪問介護
- (2) 事業所名称 訪問介護 愛いばらき  
所在地 茨木市沢良宜浜一丁目 15 番 28 号  
指定年月日 平成 28 年 11 月 1 日  
サービスの種類 ①介護保険事業者としてのサービス  
訪問介護、総合事業（訪問介護相当サービス）  
②指定障害福祉サービス事業者としてのサービス  
居宅介護、重度訪問介護

3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 介護保険事業者としての「訪問介護」、「総合事業（訪問介護相当サービス）」及び指定障害福祉サービス事業者としての「居宅介護、重度訪問介護」の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 平成 30 年 6 月 30 日

4 行政処分の理由

- (1) 介護保険事業者「訪問介護」の指定取消し  
運営基準違反（一部の利用者について、「愛とよかわ」は平成 29 年 6 月 1 日、「愛いばらき」は平成 28 年 11 月 1 日の指定時から訪問介護計画及びサービス提供記録を作成していなかった）及び不正請求（サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、指定時から平成 29 年 11 月までに、「愛とよかわ」は少なくとも介護給付費 1 千万円を、「愛いばらき」は少なくとも介護給付費 4 0 0 万円を市に対して不正に請求し、受領した）の事実が判明したことにより、同

指定の取消処分を行ったものです。

(2) 介護保険事業者「総合事業（訪問介護相当サービス）」の指定取消し

(1)の違反に伴い、一体的に運営していた同指定の取消処分を行ったものです。

(3) 指定障害福祉サービス事業者「居宅介護、重度訪問介護」の指定取消し

(1)の違反に伴い、一体的に運営していた同指定の取消処分を行ったものです。

#### 5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、法人が保険者である市から不正に受け取っていた介護給付費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。（額については、計算中のため未確定）

#### 6 経過

平成29年10月19日	訪問介護	愛とよかわ	実地指導（関係書類の不備を確認）
平成29年12月13日	訪問介護	愛とよかわ	監査（以降3月30日まで計7回実施）
平成29年12月18日	訪問介護	愛いばらき	実地指導（関係書類の不備を確認）
平成29年12月18日	訪問介護	愛いばらき	監査（以降3月30日まで計5回実施）
平成30年5月18日	聴聞		
平成30年5月31日	処分通知		
平成30年6月30日	指定の取消し		

#### 【問合先】

福祉指導監査課長 中尾 正  
電話：072-620-1809

